

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（文部科学省関係部分）

規制の名称：成年被後見人等に係る欠格条項の見直し（成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するもの）

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止

担当当部局：（私立学校法の改正部分）高等教育局私学部私学行政課

（宗教法人法の改正部分）文化庁宗務課

（技術士法の改正部分）科学技術・学術政策局人材政策課

（著作権等管理事業法の改正部分）文化庁著作権課

評価実施時期：令和6年9月

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

【私立学校法】

本規定により、成年被後見人（及び被保佐人）という理由のみで一律に排除されることがなくなったため、改正の目的である成年被後見人（及び被保佐人）の人権の尊重、成年被後見人（又は被保佐人）であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られる一方、学校法人の適切な運営を担保する必要性は事前評価時から変わっておらず、課題を取り巻く社会経済情勢等の変化による影響及び事前評価時には想定していなかった影響の発現はない。

【宗教法人法】

本規定により、成年被後見人（及び被保佐人）という理由のみで一律に排除されることがなくなり、法の目的である成年被後見人（及び被保佐人）の人権の尊重、成年被後見人（又は被保佐人）であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られる一方、宗教法人の役員には、法人の財産の維持運用について重要な判断が求められるものであり、取引の安全を確保する必要性は事前評価時から変わっておらず、課題を取り巻く社会経済情勢等の変化による影響及び事前評価時には想定していなかった影響の発現はない。

【技術士法】

本規定により、成年被後見人（及び被保佐人）という理由のみで一律に排除されることがなくなり、法の目的である成年被後見人（及び被保佐人）の人権の尊重、成年被後見人（又は被保佐人）であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られる一方、技術士及び技術士補の業務及びその社会的信用の保持の必要性は事前評価時から変わって

おらず、課題を取り巻く社会経済情勢等の変化による影響及び事前評価時には想定していなかった影響の発現はない。

【著作権等管理事業法】

本規定により、成年被後見人（及び被保佐人）という理由のみで一律に排除されることがなくなり、法の目的である成年被後見人（及び被保佐人）の人権の尊重、成年被後見人（又は被保佐人）であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られる一方、著作権等管理事業者には、他人の著作権等の管理業務についての重要な判断が求められるものであり、取引の安全性を確保する必要性は事前評価時から変わっておらず、課題を取り巻く社会経済情勢等の変化による影響及び事前評価時には想定していなかった影響の発現はない。

② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかつたら、あるいは緩和されなかつたらという仮想状況）を設定する。

【私立学校法】

事前評価後、課題を取り巻く大幅な社会経済情勢等の変化による影響は見受けられない。本規定を設けない場合、学校法人の適切な運営の確保を損なう可能性があるという仮想状況に変化はなく、ベースラインは事前評価時から変わらない。

【宗教法人法】

事前評価後、課題を取り巻く大幅な社会経済情勢等の変化による影響は見受けられない。本規定を設けない場合、宗教法人財産の維持運用に係る取引の安全を損なう可能性があるという仮想状況に変化はなく、ベースラインは事前評価時から変わらない。

【技術士法】

事前評価後、課題を取り巻く大幅な社会経済情勢等の変化による影響は見受けられない。本規定を設けない場合、技術士及び技術士補としての業務を適正に行うことができないものが当該業務に当たることで技術士及び技術士補の社会的信用を損なう可能性があるという仮想状況に変化はなく、ベースラインは事前評価時から変わらない。

【著作権等管理事業法】

事前評価後、課題を取り巻く大幅な社会経済情勢等の変化による影響は見受けられない。本規定を設けない場合、著作権等管理事業に係る取引の安全を損なう可能性があるという仮想状況に変化はなく、ベースラインは事前評価時から変わらない。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

【私立学校法】

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び事前評価時に想定していなかった影響の発現はない。

私立学校法において、学校法人の役員の欠格条項として、いくつかの要件を設けており、そのうちの一つとして、個別審査規定（心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって学校法人の役員の業務を適正に行うために必要となる能力の有無を判断する規定。以下、同じ。）を設ける必要性は、役員による適切な学校法人運営を担保する観点から、引き続き認められる。

【宗教法人法】

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び事前評価時に想定していなかった影響の発現はない。

宗教法人法において、宗教法人の役員の欠格条項として、いくつかの要件を設けており、そのうちの一つとして、個別審査規定（心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって宗教法人の役員の業務を適切に行うために必要となる能力の有無を判断する規定。以下、同じ。）を設ける必要性は、法人の財産の適切な維持運用や取引の安全確保という観点から、引き続き認められる。

【技術士法】

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び事前評価時に想定していなかった影響の発現はない。

技術士法において、技術士及び技術士補の欠格条項として、いくつかの要件を設けており、そのうちの一つとして、個別審査規定（心身の故障（精神の機能の障害）がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって技術士及び技術士補の業務を適正に行うために必要となる認知、判断及び意思疎通等の能力の有無を判断する規定。以下、同じ。）を設ける必要性は、適正な業務の行われる必要性の観点から、引き続き認められる。

【著作権等管理事業法】

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び事前評価時に想定していなかった影響の発現はない。

著作権等管理事業法において、登録の欠格条項として、いくつかの要件を設けており、そのうちの一つとして、個別審査規定（心身の故障がある者の適格性に対する個別的な審査によって著作権等管理事業の役員の業務の特性に応じて必要となる能力の有無を判断する規定。以下、同じ。）を設ける必要性は、著作権等管理事業に係る取引の安全性を確保する観点から、引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

【私立学校法】

事前評価時、医師の診断書等の書類に係る一人当たり数千円程度の遵守費用や、各学校法人において個別審査を行う際の遵守費用が生じることを想定していた。一方で、実際には、各学校法人において理事の適格性を判断する上で、医師の診断を必ずしも必要としていないこと

や、本規定のみならず、さまざまな観点で各学校法人において、理事としての適格性を判断していることから、本規制により生じた費用のみを特定し、事前評価時の費用推計と比較することは困難である。

【宗教法人法】

事前評価時、宗教法人の役員については、各宗教法人において個別審査を行う必要が生じるが、当時でも各宗教法人において行っていた役員としての適切性を確認する作業の一部として行われるにすぎないため、追加的な費用はほとんど発生しないと想定していたところ、事後評価時点においても、事前評価時の想定通り追加的な遵守費用は生じていない。

【技術士法】

事前評価時、技術士及び技術士補の登録については、申請者一人当たり申請の際に準備する医師の診断書等の書類に係る一人当たり数千円程度の遵守費用、また、個別審査を行う公益社団法人日本技術士会における人件費や時間費用の事務コストが発生すると見込まれるところ、その額は軽微であると想定していたところ、事後評価時点においても、実績として一年間に該当する対象者が平均1人程度であるため、その遵守費用について事前評価時の費用推計と比較してかい離はない。

【著作権等管理事業法】

事前評価時、本人の申告等の相談があり審査等のために必要となった場合の医師の診断書等の書類に係る一人当たり数千円程度の遵守費用が生じることを想定していたところ、事後評価時点において、本規格条項が適用される事業者からの届出や事前の相談を受けた事例はなく、また、その他の遵守費用の発生も確認されていないため、事前評価時の費用推計と比較することは困難である。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

【私立学校法】

事前評価時、私立学校の役員については、その選任に当たり行政庁が審査するものではないため、通知等周知に係る費用を除き、行政費用はほとんど発生しないと想定していたところ、事後評価時点においても、想定通り行政費用は生じていない。

【宗教法人法】

事前評価時、宗教法人の役員については、その選任に当たり行政庁が審査するものではないため、通知書等周知に係る費用を除き、行政費用はほとんど発生しないと想定していたところ、事後評価時点においても、想定通り行政費用は生じていない。

【技術士法】

事前評価時、新たな個別審査規定の設置に伴う審査は、実際の登録事務を行う指定試験・登録機関である公益社団法人日本技術士会が行うことになるため、通知等周知に係る費用を除き、行政費用はほとんど発生しないと想定していたところ、事後評価時点においても、該当する対象者の実績が年間に1人程度であるため、事前評価時の費用推計と比較してかい離はない。

い。

【著作権等管理事業法】

事前評価時、判断能力が不十分なものを役員とした事業者から届出や事前の相談を受けた際の審査等に要する行政費用が生じることを想定していたところ、事後評価時点において、本規格条項が適用される事業者からの届出や事前の相談を受けた事例は発生していない。また、その他の行政費用の発生も確認されていないため、事前評価時の費用推計と比較することは困難である。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

【私立学校法】

事前評価時点では、成年被後見人（及び被保佐人）に係る個別審査規定が設置されるため、成年被後見人（及び被保佐人）という理由のみで一律に排除されがなくなり、法の目的である成年被後見人（及び被保佐人）の人権の尊重、成年被後見人（又は被保佐人）であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られることが想定されていた。

事後評価時点において、規制の事前評価時に見込んだ効果とかい離はない。

なお、その性質上、具体的にどの程度当該目的が達成されたかを定量的に把握することは困難である。

【宗教法人法】

事前評価時点では、成年被後見人（及び被保佐人）に係る個別審査規定が設置されるため、成年被後見人（及び被保佐人）という理由のみで一律に排除されがなくなり、法の目的である成年被後見人（及び被保佐人）の人権の尊重、成年被後見人（又は被保佐人）であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られることが想定されていた。

事後評価時点において、規制の事前評価時に見込んだ効果とかい離はない。

なお、その性質上、具体的にどの程度当該目的が達成されたかを定量的に把握することは困難である。

【技術士法】

事前評価時点では、成年被後見人（及び被保佐人）に係る個別審査規定が設置されるため、成年被後見人（及び被保佐人）という理由のみで一律に排除されがなくなり、法の目的である成年被後見人（及び被保佐人）の人権の尊重、成年被後見人（又は被保佐人）であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られることが想定されていた。

事後評価時点において、規制の事前評価時に見込んだ効果とかい離はない。

なお、その性質上、具体的にどの程度目的が達成されたかを定量的かつ正確に把握することは困難である。

【著作権等管理事業法】

事前評価時点では、成年被後見人（及び被保佐人）に係る個別審査規定が設置されるため、成年被後見人（及び被保佐人）という理由のみで一律に排除されがなくなり、法の目的

である成年被後見人（及び被保佐人）の人権の尊重、成年被後見人（又は被保佐人）であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られることが想定されていた。

事後評価時点では、本次格条項が適用される事業者からの届出や事前の相談を受けた事例はなく、事前評価時の効果推計と比較することは困難である。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

【私立学校法】

⑥に記載の通り、本規制の効果を定量的に把握することは困難であり、金銭価値化して便益を把握することも困難である。

【宗教法人法】

⑥に記載の通り、本規制の効果を定量的に把握することは困難であり、金銭価値化して便益を把握することも困難である。

【技術士法】

⑥に記載の通り、本規制の効果を定量的に把握することは困難であり、金銭価値化して便益を把握することも困難である。

【著作権等管理事業法】

⑥に記載の通り、本次格条項が適用される事業者からの届出や事前の相談を受けた事例はなく、事前評価時の便益推計と比較することは困難である。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

【私立学校法】

本規制による副次的な影響及び波及的な影響は確認できなかった。

【宗教法人法】

本規制による副次的な影響及び波及的な影響は確認できなかった。

【技術士法】

本規制による副次的な影響及び波及的な影響は確認できなかった。

【著作権等管理事業法】

本規制による副次的な影響及び波及的な影響は確認できなかった。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

〔把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。〕

【私立学校法】

本規制緩和の導入前と比較して、社会経済情勢等の変化による影響等は生じておらず、副次的な影響及び波及的な記載は見受けられなかった。

本規制緩和の導入に伴い、遵守費用が一定程度生じている場合もあると考えられる。一方、本規制緩和の導入により、学校法人の適切な運営を担保しつつ、成年被後見人（及び被保佐人）の人権の尊重、成年被後見人（又は被保佐人）であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られたと考えられる。

今後も同様の効果が生じることが、引き続き期待できると考えられることから、本規制緩和を継続することが妥当である。

【宗教法人法】

本規制緩和の導入前と比較して、社会経済情勢等の変化による影響等は生じておらず、副次的な影響及び波及的な記載は見受けられなかった。

本規制緩和の導入に伴い、遵守費用及び行政費用はほとんど発生していないと考えられる。一方、本規制緩和の導入により、取引の安全を確保しつつ、成年被後見人（及び被保佐人）の人権の尊重、成年被後見人（又は被保佐人）であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られたと考えられる。

今後も同様の効果が生じることが、引き続き期待できると考えられることから、本規制緩和を継続することが妥当である。

【技術士法】

本規制緩和の導入前と比較して、社会経済情勢等の変化による影響等は生じておらず、副次的な影響及び波及的な記載は見受けられなかった。

本規制緩和の導入に伴い生じていると考えられる、遵守費用及び行政費用はとても小規模なものである。一方、本規制緩和の導入により、技術士及び技術士補の社会的信用を保持しつつ、成年被後見人（及び被保佐人）の人権の尊重、成年被後見人（又は被保佐人）であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られたと考えられる。

今後も同様の効果が生じることが、引き続き期待できると考えられることから、本規制緩和を継続することが妥当である。

【著作権等管理事業法】

本規制緩和の導入前と比較して、社会経済情勢等の変化による影響等は生じておらず、副次的な影響及び波及的な影響は見受けられなかった。

本事後評価時点までの間、本次格条項が適用される事業者からの届出や事前の相談を受けた事例はなく、規制緩和の導入による効果を把握することは困難であった。

他方、今後本次格条項が適用される事例が発生した場合、事前評価時点で想定された遵守費用及び行政費用が一定程度発生する一方、取引の安全を確保しつつ、成年被後見人（及び被保佐人）の人権の尊重、成年被後見人（又は被保佐人）であることを理由とした不当な差別の解消及び成年被後見制度の利用促進が図られると考えられることから、本規制緩和を継続することが妥当である。